

長崎県税条例において、地域振興を図るため、県内の過疎、離島、半島地区の事業活動を行う法人に対し、一定の要件を満たした場合に限り、不動産取得税、法人事業税（所得割のみ）の課税免除（税金の全額または一部の免除）や不均一課税（税率の一部軽減）を適用する制度を定めています。

※課税免除・不均一課税（以下、「課税免除等」とします）

★まずは同封しております「県税の課税免除および不均一課税制度のおしらせ」をご覧ください。

## 1. 課税免除等の適用判断

### ① 対象地区 【参照：長崎県内における課税免除等指定区域一覧表】

貴社が今回、取得等※1をされた設備※2の所在地は、「旧過疎地区」、「新過疎地区」、「離島地区」、「半島地区」のどれに該当しますか。

#### ➡「旧過疎地区」の場合

取得等を行った設備は、課税免除等を申請する事業年度の法人税の申告において、「特定地域における工業用機械等の特別償却※3」の適用を受けていますか。（重要）

#### ➡「新過疎地区」「離島地区」「半島地区」の場合

取得等を行った設備が、市町の産業振興促進計画の内容に適合することについて、市町から「産業振興機械等の取得等にかかる確認」を受けていますか。（重要）

### ② 対象業種 【参照：おしらせ表面下方「対象業種」】

取得等を行った設備は、対象業種※4の用として直接使用されていますか。

### ③ 取得価額 【参照：お知らせ裏面上方「取得価額」】

取得等を行った設備の取得価額の合計額は、要件である金額を超えていますか。

取得価額は、圧縮記帳適用後の金額を用いて判断します。

なお、増設については、増設部分のみの金額で判断します。

資本金の額等で、下記のとおり取得価額の要件が異なりますのでご注意ください。

#### ●新過疎地区、離島地区

資本金の額等	(要件)取得価額
5,000万円以下	500万円以上
5,000万円超～1億円以下	1,000万円以上
1億円超	2,000万円以上

#### ●半島地区

資本金の額等	(要件)取得価額
1,000万円以下	500万円以上
1,000万円超～5,000万円以下	1,000万円以上
5,000万円超	2,000万円以上

・農林水産物等販売業、情報サービス業等は上記表に関わらず、500万円以上。

#### ※1 「取得等」

対象地区によって異なりますのでご注意ください。

- 「旧過疎地区」、「離島地区」、「半島地区」・・・設備の新設または増設。
- 「新過疎地区」・・・資本金の額等が5,000万円以下の法人については、取得または製作もしくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては、改修（増築、改築、修繕または模様替えをいう。）のための工事による取得または建設を含みます。

#### ※2 「設備」

建物及びその附属設備、機械装置など償却資産台帳に記載されているもの。

※3 「特定地域における工業用機械等の特別償却」とは、租税特別措置法第45条に定められる減価償却の前倒しをおこなうことができる制度で、その制度を受けることができる工場（旅館等）の「建物・機械装置等」が申請の対象となります。

特別償却を適用していなくても、当償却の該当であれば対象となりますが、その場合は、適用しなかった旨の理由書が必要です。

#### ※4 「対象業種」

製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等

・「農林水産物等販売業」とは、当該地域において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいいます。

・「情報サービス業等」とは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンターをいいます。

## 2. 課税免除等の内容

### ■不動産取得税

〔建物〕

対象業種の事業の用に直接供する部分の面積相当に課される税金の免除を行います。用途に関係のない倉庫、社長室、営業部門に係る部分などは対象外となります。

〔土地〕

取得後1年以内に建物の建設に着工した場合の敷地で、対象業種の事業の用に直接供する建物の水平投影部分の面積相当に課される税金について免除を行います。

### ■法人事業税

法人の県内従業者のうち、その取得等した設備に従事する従業者数の割合によって、申告・納付された事業税の全額又は一部を免除還付します。取得等した部分に従業者が配置されていない場合、また所得が欠損等により事業税額が発生していない場合の適用はありませんのでご注意ください。

※製造業については、一連の製造工程（ライン）が形成されていなければなりません。

## 申請書作成における留意点(初年度申請用)

★「不動産取得税」は、不動産（土地・建物）の取得に対し、その取得者に1度のみ課されますので、課税免除等も初年度の1度のみ申請・適用となります。

★「法人事業税」は、「所得割」のみが対象となります。ただし、欠損等で所得割の申告税額がゼロの場合は、適用されません。

法人事業税は、設備を事業の用に供した日の属する事業年度以降3箇年度まで申請することができます。

### ■「課税免除等申請書」について

項目	記載内容
申請日	申請日を記載 (郵送の場合は消印の日付を申請日として判断します。申請期限にご注意ください。)
住所又は所在地	法人に係る(申請日時点における)内容を記載
氏名又は名称	
代表者氏名	
法人番号	
事業の種類	今回取得等をした設備の対象業種を記載
所在地	今回取得等をした設備の住所を記載
名称	今回取得等をした設備の名称を記載 〇〇工場、〇〇ホテル 等
当該設備を構成する減価償却資産の取得価額	「特定地域における工業用機械等の特別償却」の対象となる「建物・構築物・機械装置等」の取得金額を記載
建物の敷地の取得日	売買契約書等における取得日を記載。 借地の場合は「年月日」を消して「借地」と記載
建物等の建設着手日	工事請負契約書等の着工日を記載
完成日	建物が完成した日を記載。完成検査等の書類がある場合は、その日と整合するよう記載
操業開始日	製造業は、売上げを前提とした製品の製造開始日。 旅館業は、宿泊業として接客を開始した日。 ※いずれも固定資産台帳の減価償却開始日と一致します。
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数	別に作成する(様式9)「従業者数明細書」の期末時の県内の全従業者数を記載。

新設又は増設した設備に係る従業者の数	別に作成する（様式9）「従業者数明細書」の期末時の「新・増設に係る従業者数」を記載。
課税免除の適用を受ける事業年度又は年	今回、課税免除等を申請する事業年度を記載。
新增設に伴う増加生産額（従前の生産額）	別に作成する「当該事業所等の年次計画書及びその実績を明らかにする書類」を元に、設備を取得等する前の売上実績を（ ）内に記載。取得等から概ね3年後の売上増加額（見込み）を左に記載。
納税地を所管する税務官署名	法人税の申告を行った税務署を記載。
青色申告書提出の有無及び承認日	別に添付する「青色申告書の承認申請書の写し」の承認日（受付印日）を記載。（承認申請書の写しが無い場合は当課までご相談ください）

### ■「従業者数明細書（様式9）」について

- ・先に様式10を作成し、それを確認しながら様式9を作成してください。
- ・「月末人員」欄は、前月末の人員数に、当月の増減を加味した結果を記載します。
- ・様式9に記載の注1～4、また、別途添付する記載例を参考に作成してください。

### ■「従業者名簿（様式10）」について

- ・従業者名簿（様式10）に記載する従業者の範囲は以下のとおりです。

法人に勤務する県内の全従業員

（重役・顧問（非常勤含む）、アルバイト・パート等も含む。）

※ただし、以下の従業員を除きます（名簿に記載しない。）

○従業員を教育する施設で研修を受けている者

○勤務する施設が事務所等に該当しない施設（常時船舶乗組員、現場作業所）に勤務する者

- ・分割法人については、県税の申告時に添付する「課税標準の分割に関する明細書」（第10号様式）の「長崎県」欄に記載する従業員全員を記載します。  
⇒ 従業者としてカウントする範囲は、分割法人の分割基準にかかる範囲と同一であるため、当該名簿に記載する従業者の人数は分割法人が確定申告する場合に添付する「課税標準の分割に関する明細書」（第10号様式）の「長崎県」欄に記載する従業者数と一致しなければなりません。

<従業員名簿の「●」「○」「空欄」の判断について>

「●」は、取得等した設備に従事する従業員

「○」は、●以外の長崎県内にある工場等に従事する従業員

◆以下の従業員は、当該月を「●」又は「○」にしてください。

- ・当該月の末日に勤務している従業員
- ・当該月の末日に有給休暇を取得している従業員
- ・雇用契約により当該末日に勤務が免除されている従業員（日雇労働者を含む）
- ・当該月の末日が法人の休日であり、その休日の前日に勤務している従業員（雇用契約により休日の前日も勤務不要である従業員を含む。）

◆以下の従業員は、当該月を「空欄」にしてください。

- ・月の末日の前日までの間に解雇または退職した従業員。
- ・病気休暇、産前産後休暇取得者、育児休業者、組合専従者、退職者、欠勤者等で連続して1ヶ月以上の期間にわたって勤務がなかった従業員

■「法人税(国税)の確定(修正)申告書」について

- ・申告書の写しを提出してください。  
※電子申告の場合は受領した受付メッセージのページも印刷し添付ください。
- ・課税免除等の申請中に修正申告を提出した場合も提出してください。
- ・課税免除等の申請期限は確定申告の期限と同一になります。確定申告日の都合で当申請への添付が遅れる場合は、後日、追加で送付をお願いします。

■「法人税の特別償却の付表の写し(別表16)」について

- ・法人税の確定申告時に添付する付表になります。基本的にはこの付表に記入して特別償却が認められるものが、当課税免除等の対象となります。

但し、他の制度を利用して特別償却等を行った場合や、経理上の都合により特別償却そのものを行わなかった場合は、当付表は作成されていません。その場合は、「特定地域における工業用機械等の特別償却」を受けなかった理由書（別添参考様式あり）を添付し、他の制度による特別償却等を行った場合は、その付表を添付してください。

■「建物の着工年月日を明らかにする書類」について

- ・建物建設に係る契約書等について提出をお願いします。

## ■「建物の図面(各階平面図・立面図等)」について

- ・上記図面とは別に、以下の内容が含まれている図面の提出もお願いします。
  - ① 各部屋の用途（室名等）及び寸法が記載されたもの
  - ② 縮尺が記載されているもの。

### 〔申請書及び添付資料のチェック事項〕

「法人が提出する書類」のうち以下の提出書類については、申請書の記載内容と一致する必要がありますのでご注意ください。

課税免除または不均一課税申請書の項目	その他提出書類
県内に有する事務所又は事業所の従業者の数	(様式9) 従業者数明細書の <u>期末</u> の従業者数(合計欄)
新設又は増設した設備に係る従業者の数	(様式9) 従業者数明細書の <u>期末</u> の従業者数(新・増設にかかる従業者数の月末人員欄)
当該設備を構成する減価償却資産の取得価額	固定資産台帳の取得額
操業開始日	固定資産台帳の償却開始日 ※基本的に同月となりますが、試運転の実施、その他の理由により異なる場合は、実際の操業開始日を記載してください。
建物の敷地の取得日 建物等の建設着手日 完成日	土地の取得価格を明らかにする書類、 建物の着工年月日を明らかにする書類の契約日等
青色申告承認日	青色申告の承認申請書(写)の税務署受付日
増加生産額	当該事業所等の年次計画書及びその実績を明らかにする書類(任意様式)において、設備等取得前の売上高実績と3年後の売上高(見込み)の差額



作成でご不明な点がございましたら、  
長崎振興局税務部へお問い合わせ  
ください。電話 095-821-9434

